

【高齢者虐待防止法で虐待と定義されている行為】

身体的虐待	殴る、蹴る、つねる、押さえつける、意に反してベッドに縛りつける、つなぎ服を着用させる、自分で開けられない部屋に閉じ込める
世話や介護の放棄・放任	髪が伸び放題、皮膚が汚れている、食事や水分を与えない、適切な医療や介護サービスを受けさせない、劣悪な住環境の中に放置する
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、話しかけない、返事しない、子ども扱い
性的虐待	性的接触、みだらな言葉による嫌がらせ、懲罰的に下半身を裸にして放置する
経済的虐待	必要なお金を渡さない、本人以外が年金や預金を勝手に使う

また、家族会などに参加し、「同じように苦労している人がいる、一人じゃない」と感じるだけで、心

高齢者虐待とは、高齢者が「尊厳をもって生きる」権利（人権）を侵害されている状態をいいます。平成18年4月に施行された「高齢者虐待防止法」は、この高齢者の権利や利益を守ることが目的としています。また、この法律では、養護者（介護や世

話をしている親族等）への支援が必要であるとされています。高齢者が住み慣れた環境の中で、尊厳を保ち暮らしていくためには、在宅での介護はとても大切なことです。しかし、介護をする家族の負担は考える以上に大きなものです。「家族だからきちんとならなければ」という責任感や介護の疲れなどから虐待が始まってしまいうケースも少なくありません。高齢者虐待を未然に防ぐためにも、一人で介護を抱え込まないこと、そして、周りの人が介護者の負担を知り、温かい言葉をかけたり、手を差し伸べることが大切です。

高齢者虐待を防ぐために 一人で抱え込まないで



の重荷が軽くなることもありま

高齢者虐待防止法では、虐待に気づいた人は市町村に通報する義務があることが定められています。通報した人が特定されないように、秘密は守られます。地域包括支援センターでは、虐待に気づいた方からの通報だ

けでなく、介護している方や高齢者本人からの相談も受けています。虐待を未然に防止し、高齢者も介護者も、その人らしく人生を生きていくことができるよう支援していきます。虐待を防ぐのは、ちよつとした心遣いです。高齢者や高齢者を介護する家族を孤立させないよう、ちよつとした変化に気づき、みんなが声をかけあい支えあうことが虐待の予防になります。あいさつなどの、何気ない声かけをしましょう。

10月の家族介護教室

この教室では、専門家を交えて介護に関する学習や、参加者同士の交流を行います。

【安曇川会場】
▼開催日 10月14日（金）
▼場所 安曇川公民館

【朽木会場】
▼開催日 10月24日（月）
▼場所 丸八百貨店

【両日とも】
▼時間 11時～15時
▼内容 認知症の方への接し方や介護について
▼講師 渡辺哲弘認知症専門指導師
▼参加費 昼食代（1,000円）
▼申込方法 開催日前日までに各地域包括支援センターまで

マキノ 津旭 北部地域包括支援センター ☎(22)0193
北部健康福祉センター ☎(22)5101

木川 高 南部地域包括支援センター ☎(32)2520
南部健康福祉センター ☎(32)4413



ご存知ですか? 国民年金の 任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

任意加入被保険者の方の保険料納付は口座振替で任意加入の申出については、月々の保険料を確実にかつ円滑に納付いただくため、原則、口座振替をお申し込みください。なお、正当な理由がある場合には、現金で納付することもできます。

【現金で納付ができる場合は】

- ①預金口座を有していない場合
- ②資格を喪失するまでの期間の保険料を前納する場合

（加入する年度内に納付月数が40年を迎えて任意加入期間が終了する方など）

③その他①、②に準ずる正当な事由があると認められる場合

【窓口の手続き】

任意加入の資格取得申出書を提出される際に、口座振替申出書もしくは口座振替ができない旨の申出書の提出が必要です。

（口座振替ができない旨の申出書の様式は任意の様式で構いません）

◎詳しくは高島市役所・各支所または大津年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

国民健康保険

一部負担金の徴収猶予および免除制度

災害などの特別な理由により、一時的に生活が著しく困難となった世帯は医療費の支払いを最長6か月の間猶予されます。また、収入が生活保護基準以下であれば、入院費に限って最長3か月間免除されます。（審査があります）

国民年金課 ☎(25)8137



【申請手続き】

世帯主が医療機関を受診される前に、市役所保険年金課へ申請書と必要書類を提出してください。

※申請書以外にも次のものが必ず必要です。

- 被保険者証
- 世帯主と世帯員の給与支払明細書と預金通帳など
- 雇用保険受給者証、離職証明書（失業の場合）
- り災証明書（災害の場合）
- その他申請理由を明らかにする書類、印鑑



一日年金相談所

日時 10月27日（木）
10時～16時
場所 安曇川公民館
申込方法 予約専用電話でお申し込みください。

【電話】大津年金事務所
☎077-521-1489
平日8時30分～17時

※この電話では予約以外のご用件はお受け出来ません。
※予約受付は、定員になり次第、締め切りとなります。